

第15回隠岐古典相撲大会記録映像制作業務に関する参加表明書等の作成に係る質問について、下記のとおり回答します。

No.	実施要領 該当ページ等	質問事項	回答
1	実施要領4P 10-（４）-（エ） （オ）（カ）	参加表明時に提出する「予定技術者調書」及び「体制調書」のスタッフがやむを得ず、替える必要が出た場合、所属内での変更は可能でしょうか。	原則変更は認められませんが、事情等を勘案し協議により決定します。
2	実施要領4P 10-（４）-（エ） （オ）（カ）	「予定技術者調書」及び「管理責任者、担当者の雇用を証明するものの写し」は「業務実施体制調書」に名前があるスタッフは全員提出するのでしょうか。	原則全員分の提出をお願いします。雇用契約がある方については、健康保険証又は雇用契約書の写しを提出してください。個人事業主の場合は、可能な限り税務署に提出する開業届の写しや契約書類など、身分や契約関係がわかる書類を提出してください。
3	実施要領4P 10-（４）-（エ） （オ）（カ）	「業務実施体制調書」の中に個人事業主のスタッフがいる場合、「管理責任者、担当者の雇用を証明するものの写し」に代わるものの提出が必要ですか。	個人事業主の場合は、提案者との契約関係がわかる関係書類を提出してください。提案時において契約関係がない場合は、個人事業主が税務署に提出する開業届の写しなど、個人事業主の身分がわかる書類を提出してください。
4	実施要領4P 10-（４）- （オ）	「業務実施体制調書」の項目「配置予定者」の「管理責任者」と「担当者」、この役割をどのように想定されているかをご教示ください。	管理責任者は管理監督職、担当者は業務を取り仕切る主任担当者、カメラマン、映像編集者など（予定技術者調書（様式第5号）に記載の技術資格者を含む）可能な限り具体的な役割毎に記載していただくことを想定しています。また、制作にかかわる方全員を記載してください。
5	実施要領4P 10-（４）- （オ）	「業務実施体制調書」の項目「担当分野」にて具体的な役割（カメラマンなど）を示すということでしょうか。	No.6の回答も踏まえていただき、制作体制が客観的にわかるよう、担当分野に、可能な限り具体的な役割を明示してください。
6	実施要領4P 10-（４）-（カ）	提出書類に管理責任者、担当者の雇用を証明するものの写しとあるが、社員証等のコピーでよろしいのでしょうか。 その他、具体的な例があれば教えていただきたいと思います。	雇用契約がある方については、健康保険証又は雇用契約書の写しを提出してください。個人事業主の場合は、可能な限り税務署に提出する開業届の写しや契約書類など、身分や契約関係がわかる書類を提出してください。